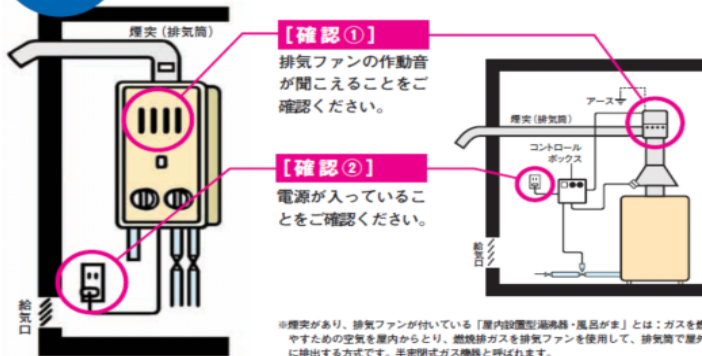


ガスをより快適・安全にご使用いただくために！ 【5つのポイント】

Point 1

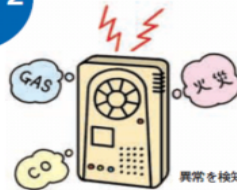
煙突があり、排気ファンが付いている「屋内設置型湯沸器・風呂がま」*をお使いの方は、次の2点を確認してから、ご使用ください。



○該当機種がないお客さまにもお届けしている場合がございます。その場合はご容赦ください。

Point 2

不完全燃焼警報機能付の「ガス漏れ警報器」の設置をおすすめします。



「ガス漏れ警報器」には、24時間ガス漏れを見張るほか、不完全燃焼で発生した一酸化炭素(CO)を検知したり、火災警報器が付いた「複合型」もあります。設置しておく心安いです。有効期間(5年)が終了したら、お取り替えが必要です。

※ガスの種類によっては、不完全燃焼警報器とガス漏れ警報器をそれぞれ設置する必要があります。

異常を検知すると、ランプと警報音でお知らせします。

●裏面もご覧ください。▶▶▶

Point 3

換気や日頃の点検をお願いします。

[ガス機器の使用中は、十分な換気を!]

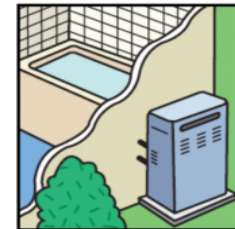
ガスが燃えるには、新鮮な空気が必要です。換気が不十分だと、ガス機器が不完全燃焼を起こし大変危険です。ガス機器の使用中は、十分に換気をしましょう。

[煙突などの給排気設備は、日頃の点検を!]

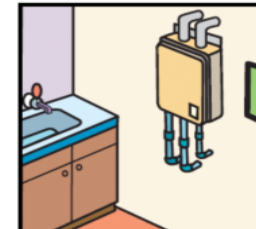
煙突の付いた給湯器や風呂がまをご使用の場合は、煙突につまりがないか、はずれたり穴があいていないかなど、日頃から点検してください。

Point 4

不完全燃焼防止装置の付いていない古くなった給湯器・風呂がまは、より安全性の高い屋外設置式(RF式)、または密閉式(FF式)へのお取り替えをおすすめします。



●屋外設置式(RF式)：機器を屋外に設置。給排気設備は必要なく、最も安全な機器です。



●密閉式(FF式)：ファンの方で空気を屋外から取り入れ、排気も強制的に屋外へ排出します。

○すでに安全性の高い機器にお取り替えの場合はご容赦ください。

Point 5

ガス機器の改善は、資格のある専門家に依頼しましょう。

屋内用のガス風呂がま、大型給湯器などの設置や排気筒などの改善は、国で定める資格者の監督がなければできません。改善の際は、施工業者にガス消費機器設置工事監督者がいることを確認してください。

ガスを安全に使用するよう、みなさまをお願いします。

○ガス機器の使用中は、換気をまめするなど、換気を十分にしてください。
○ご使用中のガス機器は、みなさまのものです。みなさまで管理してください。
日頃の点検を心がけ、不明な点が見つかったらガス事業者などに連絡して、すぐに改善してください。
○万一のガス漏れ事故を未然に防ぐには、「ガス漏れ警報器」の設置が有効です。
○「ガス漏れ警報器」の設置については、ガス事業者へご相談ください。
○ガス機器やガス設備は、日頃から点検・お手入れをしてください。これがガスによる事故を防ぐ基本です。

経済産業省 原子力安全・保安院

日本ガス体エネルギー普及促進協議会(コワポ)
構成団体：日本ガス協会、日本LPガス団体協議会、日本簡易ガス協会

リーフレットのデザイン、仕様等は変更になる場合がございますので、ご了承ください。